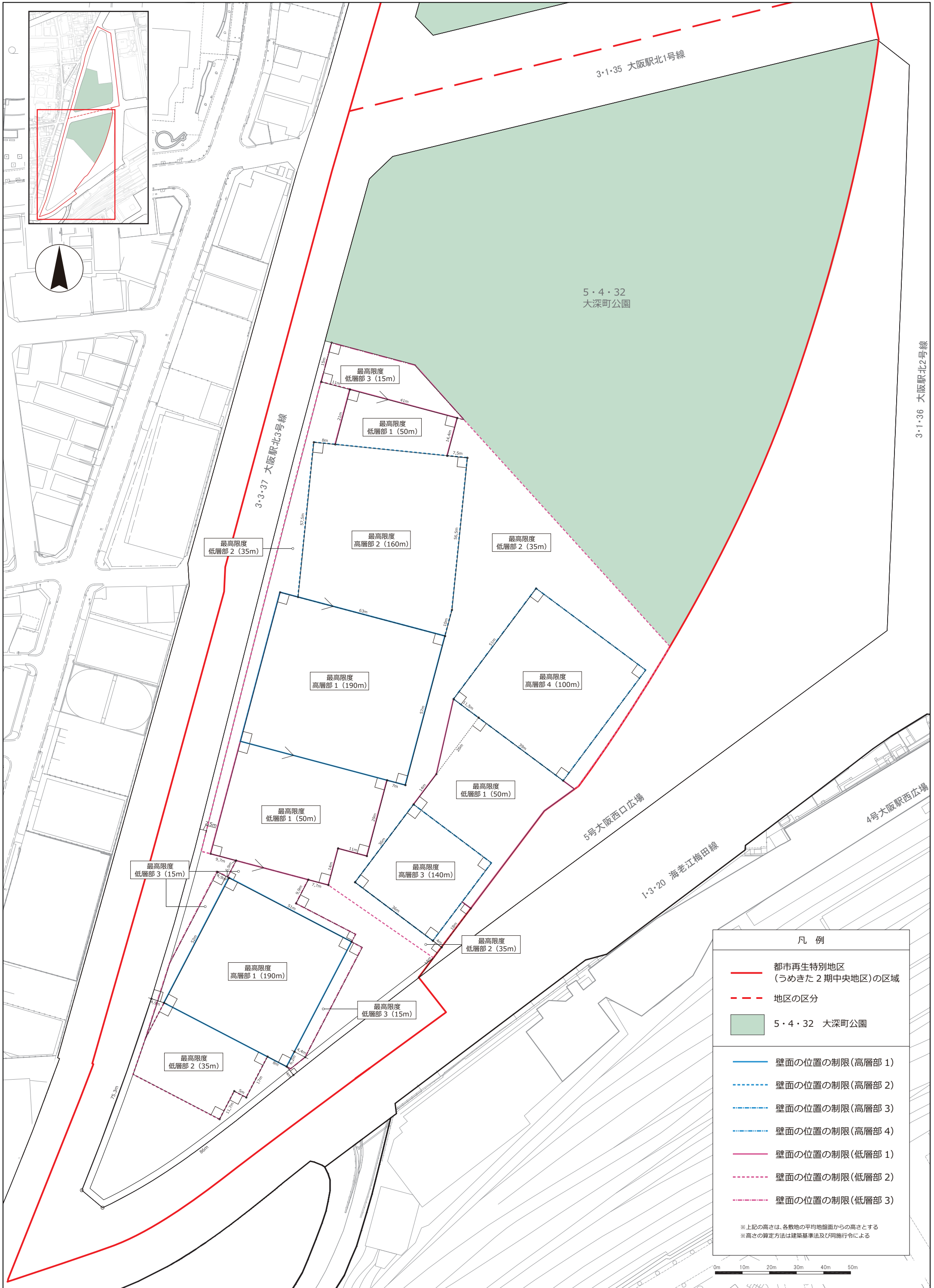


# 説明図3-2



3・1・36 大阪駅北2号線

4号大阪駅西広場

5号大阪西口広場

3・1・35 大阪駅北1号線

5・4・32  
大深町公園

3・3・37 大阪駅北3号線

1・3・20 海老江梅田線

凡例	
	都市再生特別地区 (うめきた2期中央地区)の区域
	地区の区分
	5・4・32 大深町公園
	壁面の位置の制限(高層部 1)
	壁面の位置の制限(高層部 2)
	壁面の位置の制限(高層部 3)
	壁面の位置の制限(高層部 4)
	壁面の位置の制限(低層部 1)
	壁面の位置の制限(低層部 2)
	壁面の位置の制限(低層部 3)

※上記の高さは、各敷地の平均地盤面からの高さとする  
 ※高さの算定方法は建築基準法及び同施行令による

